

林野火災注意報、林野火災警報発令時における火の取り扱いの制限される「たき火」の例

【たき火に該当する行為の例】



炎が上がり火の粉が出るような火の取扱い、火を使用する製品等を用いる場合でもその本来の使用方法によらない場合（火の粉が飛散する場合）が該当します。

※伝統行事や地域行事であってもどんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限の対象です。

【たき火に該当しない行為の例】



七輪、バーベキュー台、ガス器具など（火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品に限る）それぞれの使用方法に従って使用する場合は規制の対象になりません。

林野火災**注意報**発令時は火を取扱う行為の制限について**努力義務**が課せられます。

林野火災**警報**発令時は火を取扱う行為の制限に**義務**が課せられます。

※この義務に反すると30万円以下の罰金または拘留が科せられます。